

佐賀県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年五月二十五日から平成二十四年六月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変 更 前 の 別 幅 員 延 長 メ ー ト ル
県道 唐津呼子線	唐津市坊主町五四四番一地先 から 唐津市山下町一一〇三番二地 先まで	後 一八・一 メートル 四二・二
	唐津市坊主町五四四番一地先 から 唐津市山下町一一〇三番二地 先まで	前 一八・一 メートル 四二・二